

# 日露査証簡素化協定

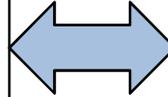
## ●日露間の経済交流拡大

日露間の貿易総額は、2002年には42億ドルだったが、2011年は過去最高(307億ドル)を記録。

日本からロシアへの進出企業数も、2002年の211社が、2010年の427社に増加。

## ●日露間の人的往来の現状

日露間の年間往来者数は、過去数年12万人から15万人の間を推移しており、経済関係を始めとする近年の日露間の交流の拡大に見合った人的交流が実現していない。



日露間の人的往来を増加させる上で査証制度の簡素化が必要に...

## 日露査証簡素化協定の発効により、主に以下が実現

(両国における国内手続の完了を通告した後30日目の日に発効)

<b>ロシアへ90日以内の期間渡航する以下の日本国民</b> ①ビジネスマン ②教育・科学・芸術その他文化活動関係者 ③スポーツ行事参加者及び専門家同行者 ④報道関係者 ⑤姉妹都市交流参加者 ⑥ロシアに90日を超える期間在留を許可された日本国民の配偶者及び21歳未満の子		<b>ロシアに継続して在留する以下の日本国民及びその家族</b> ロシアで業務を行う①外国の法人及び団体の支店又は子会社の職員 ②外国報道機関の支局の職員 ③①、②の配偶者及び21歳未満の子		<b>ロシアへ渡航する全ての日本国民</b>	
<b>現 状</b>					
ロシア入国査証取得のためには、ロシア内務省発行の「招待状」等が必要	ロシアの数次入国査証の有効期間は、1年間	ロシアの数次入国査証の有効期間は、1年間	ロシア側の査証審査期間は、原則20労働日	緊急事態発生時のロシア入国及びロシアでの旅券紛失時にも査証取得が必要	
<b>日露査証簡素化協定が発効すると...</b>					

- ロシア内務省発行の「招待状」が不要(※)
- 最長有効期間が3年間に
- 最長有効期間が3年間に
- 原則、10労働日以内に短縮
- 緊急時の無査証入国及び査証の再取得なしでの出国が可能に

※ただし、査証申請に当たり、招請者等が作成する文書(招請される者の渡航期間・目的等に関する情報)の提出は必要。

(注)上記措置は、日本に渡航するロシア国民に対しては全て実施済み。